

公立大学の力を活かした地域活性化研究会の公開について（案）

平成 年 月 日
公立大学の力を活かした
地域活性化研究会 決定

公立大学の力を活かした地域活性化研究会の公開に関する取扱いは、次のとおりとする。

（会議の公開）

- 1 公立大学の力を活かした地域活性化研究会（以下、本研究会とする）は、原則として公開とする。

（会議の傍聴）

- 2 本研究会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、本研究会事務局に申し出て、許可を得るものとする。
- 3 前項の許可を得た者（以下「傍聴人」という。）は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

- 4 本研究会の会議資料は、原則として公開とする。ただし、座長が、公開することにより支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合についてはこの限りではない。